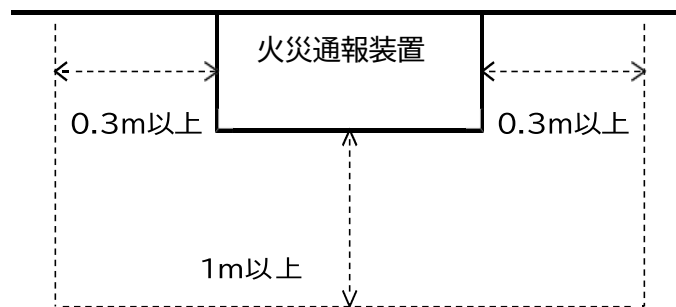


基準 2.2 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 令第23条に定める「消防機関」とは、各務原市消防本部、消防署、分署及び出張所とし、「著しく離れた場所」とは、概ね10km以上離れた場所とする。
- 2 規則第25条第1項に定める「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。
- 3 火災通報装置の設置及び維持に関する基準は、次の各号によること。
 - (1) 火災通報装置は「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合するもの又は安全センターの認定品とすること。
 - (2) 設置は、次のアからクまでによること。
 - ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合、原則として1の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
 - イ 手動起動装置等には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。
 - ウ 温度、湿度、衝撃、振動及び地震による震動等の影響を受けないように設けること。
 - エ 周囲に操作及び点検に必要な空間を設けること。(図22-1参照)

図22-1



- オ 火災通報装置の直近には、専用の送受信器を設置すること。
- カ 一般的な送受信器を非常用送受信器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別させること。
- キ 手動起動装置、非常用送受信器には、標識等により、その旨を明示すること。
- ク 手動起動装置は、床面からの高さ0.8m(いすに座って操作するものにあつては0.6m)以上1.5m以下の箇所に設けること。

(3) 接続する電話回線は、次によること。

ア 火災通報装置にアナログ電話回線を使用する場合にあっては、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続し、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。
また、I P 電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内の I P 電話回線のうち、回線終端装置等からアナログ信号を伝送する電話回線の部分に接続すること（図 22-2 参照）

図22-2



イ 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの 1 回線を使用すること。

ウ 「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、I P 電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できる I P 電話回線が該当するものであること。

(3) 配線及び電源は、規則第 12 条第 1 項第 5 号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

ア 配線の接続部が振動又は衝撃により緩むおそれがある場合は、コンセント抜け防止金具を使用するか、又は配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着すること。

イ I P 電話回線を使用する場合は、UPS（無停電電源装置予備電源）等が設けられた回線終端終端装置等を介して使用すること。

(4) 自動火災報知設備の感知器等の作動と連動して起動させる場合は、次によること。

ア 起動は、感知器からの火災信号又は発信機からの火災信号と連動するものであること。

イ 当該自動火災報知設備は、次のいずれかにより、非火災報対策が講じられていること。

(ア) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

(イ) 二信号式の受信機の設置

(ウ) 蓄積付加装置の設置

ウ 自動火災報知設備が作動した場合に、当該作動箇所の確認等の適切な措置が取れる体制を有していること。

エ 防火対象物が無人の状態にある場合、自動火災報知設備の作動後概ね 20 分以内に、関係者等が現場に到着し、消防隊への情報提供その他必要な対応ができる体制がとられていること。